



廃車手続きは 済んでいますか？



『バイク・軽自動車』

◇原動機付自転車(125cc以下)等の廃車手続き

内 容	必要なもの	手続き場所
○使用しなくなったとき ○他人に車を譲るとき ○町外に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●所有者の印鑑 ●交付を受けた標識(ナンバープレート) ●標識交付証明書 	役場1階 税務課
○紛失してしまったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●所有者の印鑑 ●標識交付証明書 	
○盗難にあったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●上記の紛失したときのとおり ●警察に届け出をした受理番号、届出日、届出警察署名 	

※標識(ナンバープレート)紛失の場合は、弁償金として200円をいただきます。

軽自動車税(バイクや軽自動車)を所有している方にかかる税金は、4月1日現在の所有者に課税され、5月上旬に納税通知書を発送します。

既にバイク等を所有していない場合は、廃車や名義変更等の手続きを3月末日までに行わないと引き続き所有していることになり、課税されます。

なお、原動機付自転車(125cc以下)の手続きは町役

場で行えますが、その他の軽自動車等は次の場所での手続きを行ってください。

▼三輪・四輪(600cc以下)
軽自動車検査協会

☎(54)8825

▼二輪(125ccを超えるもの)
湘南自動車検査登録事務所
所 ☎050(5540)2038

◎問い合わせ 税務課

☎内線253・254

申告期限は3月17日(月)！

所得税と 町・県民税

確定申告と町・県民税の申告期限が近づいています。毎年、申告期限間近は大変混雑しますので、申告を済まされていない方はお早めに申告をお願いいたします。なお、確定申告書を提出された方は町・県民税の申告は必要ありません。

確定申告は税務署の会場です。確定申告は、簡易なもの(申告書A)については、別表のとおり役場でも受け付けます。

◎問い合わせ

税務課 ☎内線254

申告会場の案内

	税務署が開設する申告会場	町が開設する申告会場
申告内容	すべての確定申告	町県民税申告 簡易な確定申告(申告書A) ※住宅借入金等特別控除・各種譲渡所得・繰越損失・青色申告等の方は税務署の会場で申告してください。
場所	平塚駅ビル6階ラスカホール ※ラスカホールでの受付期間中、税務署内での受付は行いません。	役場4階 第1会議室
受付期間	3月26日(水)まで 《土・日・祝日は閉場しますが、3月2日(日)は開場します。》 ※所得税の申告・納付期限は3月17日(月)です。	3月17日(月)まで 《土・日・祝日を除く》
時間	<ul style="list-style-type: none"> ●申告書作成のアドバイス 9:00~17:00 ●申告書等の配布・收受 8:30~17:00 	<ul style="list-style-type: none"> ●申告書作成のアドバイス 9:00~12:00 ●申告書等の配布・收受 13:00~16:00 ●申告書の提出のみ(相談・確認不要の方) 8:30~17:15



万台こゆるぎの森 活用事業者を募集

町では、万台こゆるぎの森の有効活用を目指し、民間が有するノウハウや企画力を活用して事業を推進するため、事業者から提案を募集します。

詳細については、町ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ

都市整備課公園みどり班
(大磯運動公園管理棟)
☎(61)8822

